

石 垣 市

産後ケア事業

のご案内



産後ケア事業とは、出産後に家族などから支援が得られなかったり、心身の不調や育児不安を抱えるお母さんとそのお子さんをケアするための事業です。

石垣市は、お母さんたちが安心して子育てができるように、母体の回復や心理的な安定をサポートをする施設（産後ケア施設）の利用料を助成します。



対 象

産後 1 年未満のお母さんとその
お子さんで、下記のいずれかに該当する方

- 石垣市民（利用時に住民登録のある方）
- 家族等から十分な支援が受けられない方
- 産後に心身の不調がある方
- 育児に対する不安がある方

例えば…

- ・授乳がうまくできずに悩んでいます。
- ・初めての育児に戸惑っています。
- ・実家が遠く、日中赤ちゃんを二人きりで不安です。

*発熱等感染症のおそれがある方、医療行為の必要な方の利用はできません。

内 容

○お母さんのケア（母体の健康状態と生活面の助言や指導、母乳相談）

○赤ちゃんのケア（乳児の健康や発育の観察）

○育児相談、沐浴・授乳等の育児指導など

実施施設

実施施設

おおそこ助産院

所在地・連絡先

石垣市八島町2丁目 12-6
TEL：0980-87-5058

備考

宿泊型については応相談



自己負担額及び利用回数

ご利用プラン		自己負担額		利用回数の上限	備考
		1～5 回目	6 回目以降		
宿泊型（1 泊 2 日）		1,500 円	4,000 円	3 回	※市民税非課税世帯、生活保護世帯は、利用料金免除
通所型	6 時間	0 円	2,000 円	通算して 7 回	
	3 時間	0 円	1,000 円	7 回	
訪問型		0 円	1,200 円	4 回	

☆ご利用の流れ☆

①石垣市健康福祉センターへ申請書をご提出ください。

石垣市産後ケア事業利用申請書兼同意書を石垣市健康福祉センターに提出してください。

※転入された方は、1月1日時点の居住地が発行する課税証明書が必要となります。

②ご自宅に産後ケア利用決定通知書（利用券）が届きます。

石垣市健康福祉センターにて審査を行い、利用が決定した方には

「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」をお送りします。

③施設に予約の申込をする。

ご自宅に「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」が届いたら産後ケア実施施設へ直接連絡し、利用の予約や持ち物の確認をしてください。

※おおそこ助産院以外（他市町村）の施設をご利用される場合は石垣市健康福祉センターへご連絡お願いします。

④産後ケア利用当日

ご利用当日、施設に到着したら、窓口で「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」を提示してください。

⑤産後ケア利用後にお支払い

自己負担額は、利用当日に産後ケアを実施した助産師または施設に直接お支払いください。

注意事項

○利用の変更、中止をする場合は利用予定日前日の午後5時までに、利用する施設へ連絡をしてください。連絡がない場合や、当日に利用の変更、中止をした場合にはキャンセル料が発生するとともに、サービスを1回利用したものとみなします。また、キャンセル料は、利用施設に直接お支払いください。

○施設の状況によっては、希望通りの利用ができない場合があります。

○お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。赤ちゃんだけのお預かりはできません。



○申請・お問い合わせ先○

石垣市健康福祉センター 健康づくり係

TEL0980-88-0088 FAX0980-88-0087